

# 社会保障制度を 活用しましょう!

交通事故被害者に活用できる制度は多岐に渡ります。  
 例えば下記の通り、多くの社会保障制度が用意されています。  
 これらの制度を個々に適切な時期に適切な活用をすることによって  
 被害者家族は救われます。**(中面参照)**  
 当会では多くの被害者サポートの実績がございますので、  
 きっと被害者家族のお役に立てると思っております。安心してご相談ください。



## 社会保障制度



### 【交通事故被害者家族ネットワークからのご案内】

当会では、交通事故によって障害を負った被害者やそのご家族の  
 生活支援をさせていただいております。**無料でサポート**していますので  
 安心してご相談ください。

## すぐに分かる 交通事故の保障制度一覧

突然の事故で日常生活を奪われた被害者の方々や  
 医療関係者の方々からのご相談に無料で対応しております。

ご相談電話を  
 設置しております **0120-05-1575**  
 お気軽にお問合わせください

被害者家族のみならずMSWの方からも多くの相談をいただいております。  
 対応時間外はホームページからご相談ください。

対応時間  
 9:00~17:00(土日祝休)



一般社団法人  
**交通事故被害者家族ネットワーク**  
 Traffic Accident Victims' Family Network

- NPO法人 日本高次脳機能障害友の会 準会員
- NPO法人 東京高次脳機能障害協議会 加盟団体

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町1-13-9 藤和日本橋人形町コープ1004号室

TEL.03-6661-1575 FAX.03-6661-1585

ホームページは  
 こちらからアクセス!



手をつなごう  
 明日に希望を

# 交通事故重傷患者の「急性期」→「回復期」まで使える制度を確認しよう!



## 役立つコラム

### 【症状固定とは】

ここでいう症状固定とは「賠償上の症状固定」を意味しています。「賠償上の症状固定」をしますと、保険会社等からの支払(休業補償や入院費用等)は停止されます。しかし、この症状固定を経ないと自賠責保険金を受け取ることができません。まずは、自賠責保険の被害者請求(賠償制度Point2)をお勧めします。

被害者家族はたくさんの社会制度に守られています。正しく制度を理解して、安心して次の一步を踏み出しましょう!

※当パンフレットの内容は原則を明記しております。したがって、事故態様やご家族の事情によって内容が変わる場合がございます。

## 社会保障制度

### Point 1 医療保険

【健康保険・社会保険・後期高齢者保険等】

「交通事故であっても医療保険を利用できる」と厚労省からの通達が出ています。安心して医療保険を利用ください。医療保険を利用しない(10割負担)と、お手元に残る賠償金が少なくなる場合もありますのでご注意ください。

### Point 2 労災保険

【通勤災害・労務災害】

労災保険の要件にあたる場合は、まずは労災保険の適用をすることが重要です。労災保険を適用することによって、当面の治療費負担(原則全額)や休業補償(概ね8割程度)が可能となり、最終的に労災の後遺障害等級7級以上が残った場合は労災年金(事故から最長7年間の停止期間)を受け取ることができるなど、労働者にとってたいへん有効な制度です。自賠責保険制度や年金保険とは別の制度です。

### Point 3 介護保険

【リハビリ期】

原則65歳「以上」の場合は必要に応じて介護保険サービスが利用できますが、入院中は申請を急ぐ必要はありません。なお65歳「未満」の方で外傷(交通事故による怪我)の場合は原則、介護保険を利用することはできず、社会福祉制度として障害者総合支援法を適用するのが基本です。(社会保障制度Point6)

### Point 4 年金保険

事故から1年半を経過しても治癒していない場合には障害年金(障害厚生年金)を受け取ることができます。但し先に自賠責保険を受け取るなどした場合には、事故から最長3年間の停止期間があります。

### Point 5 雇用保険

【介護する家族の勤務先制度を確認】

当事者が介護を要する状態のまま在宅療養に入った場合、その介護度合いによっては、介護する家族が介護休業制度を利用できる場合があります。最長連続93日間、家族が会社を休んで介護に携わることが可能です。会社を休んでいる間の給料は約6割雇用保険で保障されます。

### Point 6 障害者福祉

【障害者総合支援法】

65歳「未満」の方で障害が残った場合は原則、障害者総合支援法を利用します。一般的に介護保険よりも手厚い内容のケースが多いです。障害者総合支援法を利用する場合には区分認定を受けることになります(区分は1~6までの6段階)。それぞれの区分に基づいて、当事者の状態に寄り添った障害福祉サービス(重度訪問看護や居宅介護等)が給付されることが原則となっております。認知度が低くうまく活用できていない実情があります。窓口は各自治体の障害福祉課となりますが、地域によりサービス内容に差があります。

### Point 7 児童福祉

【児童相談所】

入院中であっても、特別児童扶養手当や障害児福祉手当の受給が可能な場合があります。

### Point 8 生活保護

自治体によって対応が様々で、個別の対応が必要になるケースが多いです。お早めにご相談いただくことが肝要です。

### Point 9 障害者手帳

手帳には①身体障害者手帳、②精神障害者保健福祉手帳(精神手帳)、③療育手帳(愛の手帳等)の3種類があります。原則、事故から6か月経過すれば申請が可能です。今後の療養生活にとって手帳が必要となる場合も多いので、速やかに取得することをお勧めします。

### Point 10 特別障害者手当

介護が必要なくらい重い障害が残った場合、特別障害者手当を受け取ることが出来る場合があります(所得制限あり)。入院中は受給できませんが、自動車事故対策機構の療養センター(委託病床を含む)(その他Point3)に入所中の場合やサービス付き高齢者住宅に転居された場合等は受給できます。月額27350円(2022年3月現在)

## 賠償制度

### Point 1 自動車保険

【ア】被害者側の保険/被害者側に保有車がある場合はその任意保険を必ず確認しましょう。人身傷害補償特約や弁護士特約、無保険車障害特約など保有車の保険で被害者を助ける特約が付いている場合があります。  
【イ】加害者側の保険/原則として治療費や入院費用等は加害者側の保険会社が負担します。最終的には被害者に対して損害賠償の責任も負います。

### Point 2 自賠責保険

後遺障害が残った場合は被害者請求をお勧めします。被害者請求とは、後遺障害に応じてある程度まとまった自賠責保険金(損害賠償の一部)を先に受け取っていただく制度です。自賠責保険金(4000万円~75万円)を先に受け取っていただくことによって、被害者ご家族の生活を安定させ、残りの賠償交渉にも焦ることなくじっくりと向き合っていくことができます。

## その他

### Point 1 住む所

被害者ご本人に介護が必要な障害が残った場合、最終的に住む場所は「自宅か施設」の2択になります。自宅の場合には家のリフォームや新築費用のほかヘルパーなど人員の確保も必要となります。施設の場合は、できる限りリハビリが継続できる施設を探しましょう。いずれにせよヘルパーの手当や施設探しをお手伝いさせていただいております。

### Point 2 後見人制度

後見人の申立てや候補者の選任などは適切な時期に行うことが重要です。個々のご家庭ごとに検討が必要ですので安易に申立てを急ぐ必要はありません。現在では後見支援信託等々の新しい制度が新設されています。これらの制度によって、当事者の財産の持ち出しを必要最小限にすることが可能です。

### Point 3 自動車事故対策機構

【通称ナ斯巴】

交通事故(自損事故を含む)が原因で重度な障害(遷延性意識障害・重度の高次脳機能障害等)を負った場合、手厚い制度が用意されています。例えば①療養センター(委託病床を含む)の運営②介護料の支給(重度の脊髄損傷を含む)があります。①は全国に11か所(2022年現在)設置されたナ斯巴病棟に3年間という長い期間、リハビリを目的に入所できます。②は在宅介護となった場合(例外有り)月額最大約21万円の介護料が賠償金とは関係なく支払われます。ただし介護保険との併用はできません。